

中小企業のための補助金・助成金 のご紹介

No.1

— 定年引上げ等奨励金（70歳まで働ける企業奨励金） —

平成19年4月から新たに「定年引上げ等奨励金」の制度が始まりました。この奨励金は次の2種類で構成されています。

1. 中小企業定年引上げ等奨励金

常用被保険者数300人以下の事業主が、就業規則等により、定年引上げ等を実施した場合に、その経費として一定額の奨励金が支給されます。また、70歳以上への定年引上げまたは定年の定めを廃止を実施した場合には、上乗せして支給されます。

対象事業主

就業規則等により「65歳以上への定年の引上げ」・「定年の定めを廃止」を実施したもののうち、一定の要件を満たすもの。

支給額

	支給額	企業規模		
		1～9人	10～99人	100～300人
①奨励金は、定年引上げ等の実施に要する経費として、企業規模に応じて、右に定める額を1回に限り支給します。	65歳以上への定年引上げまたは定年の定めを廃止	40万円	60万円	80万円
②70歳以上への定年の引上げまたは、定年の定めを廃止をした場合、企業規模に応じて右に定める額を1回に限り上乗せして支給します。	70歳以上への定年引上げまたは定年の定めを廃止 (上乗せ支給額)	40万円	60万円	80万円

2. 雇用環境整備助成金

対象事業主

雇用保険の常用被保険者が300人以下の企業で、就業規則等により「65歳以上への定年の引上げ」・「定年の定めを廃止」を実施後、1年以内に、高年齢労働者への研修等を行ったもののうち、一定の要件を満たすもの。

支給額

研修等に要した経費1/2（1人当たり：5万円、1社当たり：250万円）を上限とします。

（お問い合わせ） 社団法人 京都府高齢・障害者雇用支援協会 TEL 075-222-0202

社会保険庁「年金出張相談窓口」開設のお知らせ

舞鶴商工会議所に、政府からの要請にもとづいて、今般の「年金記録漏れ問題」による年金不安を早期に解消するため、「社会保険庁年金出張相談窓口」が開設されます。

京都社会保険事務局舞鶴事務所の職員が、コンピュータの端末装置を持参し、その場で年金記録の確認をいたします。是非ご利用下さい。

1. 窓口開設の日

平成19年10月3日(水)・10月10日(水)・10月17日(水)

各日とも時間は午前10時～午後4時（正午～午後1時は昼休み）

2. 会場

舞鶴商工会議所 ホール・会議室

舞鶴市字浜66
舞鶴市商工観光センター3F

3. 窓口へお越しの際には

- 年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものをお持ちください。そのほか、社会保険事務所または社会保険事務局の事務所や社会保険業務センターから最近送られてきた書類も一緒にお持ちください。
- ご本人の代わりに代理人の方がお越しになる場合は、ご本人からの委任状とお越しになる代理人の方の身分証明書や運転免許証等代理人の方も身分を確認できるものをお持ちください。

*「委任状」は社会保険庁ホームページに様式例が用意されています。舞鶴商工会議所事務所にも用意いたしております。

4. お問い合わせ

京都社会保険事務局舞鶴事務所 TEL 0773-76-8822